

# 第12章 地球温暖化問題

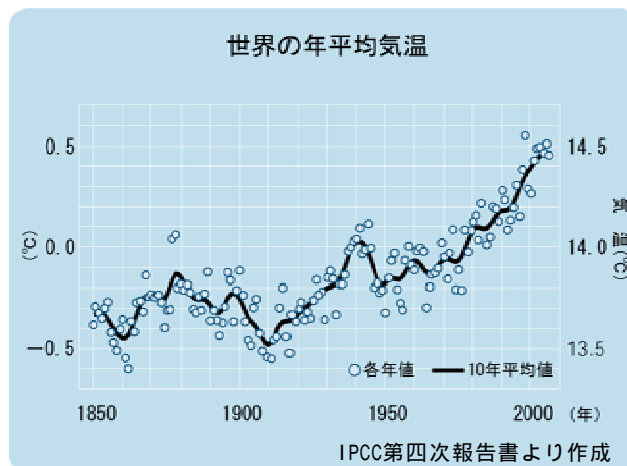
## 第1節 背景

図-60 平均気温の変化

### 1 地球の温暖化

現在、地球の平均気温は上昇傾向にあり、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動等に伴い、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガスが大気中に大量に排出されることが要因の1つであると考えられている。

世界の科学者で構成される「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の第4次報告書では、地球の平均気温は過去100年で0.74 上昇しており、20 世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高いとされている。また、このまま世界的な対策が遅れ、高度経済成長が続く中で温暖化が進行すれば、21世紀末の地球の平均気温は1.1 ~最大6.4 上昇すると予測されている。環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会では1.8 、化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する社会では、約4.0 上昇すると予測されている。



### 2 地球温暖化の影響

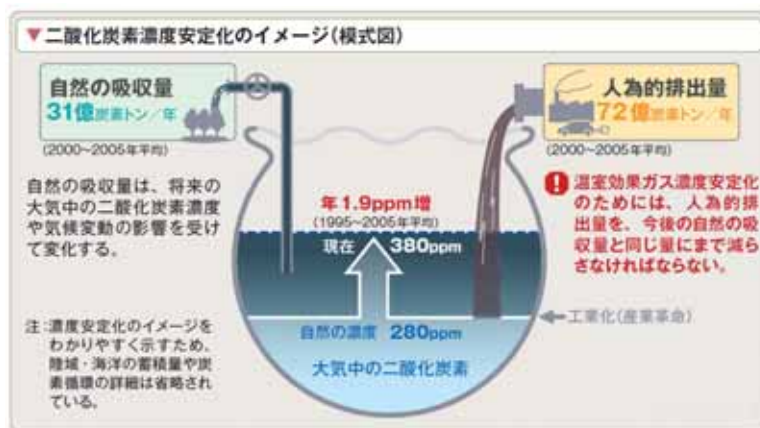
このまま私たちが温暖化防止の取組を推進しなければ、温暖化は進み、異常気象や海面上昇が生じたり、人の健康や農作物が深刻な影響を受けることが危惧されている。

尼崎市では、異常気象や海面上昇に伴う高潮による被害、気温上昇に伴う熱中症や感染症の危険性の増大などの影響を受けるほか、農作物収量や水産資源の減少による食料危機に陥るなど市民生活に様々な影響を受ける恐れがある。

## 第2節 対策

図-61 二酸化炭素濃度安定化のイメージ

現在、人間の社会経済活動により自然界が吸収する量の倍以上の温室効果ガスが排出されており、その濃度は上昇を続けている。地球温暖化による社会経済や食料生産などへの悪影響を避けるには、長期的な地球の平均気温を産業革命以前と比較して2 程度の上昇に抑える必要があり、そのためには、大気中の温室効果ガス濃度を550ppm以下で安定させる必要があると言われている。



## 1 国際的な取組

平成9年12月に京都において開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」で「京都議定書」が採択された。「京都議定書」は平成17年2月に発効し、先進国は平成20年（2008年）から平成24年（2012年）までの第1約束期間に温室効果ガス排出量を基準年度（平成2年（1990年））から少なくとも5%削減することで合意。我が国は6%削減することが義務付けられた。

平成22年12月には、メキシコのカンクンで第16回締約国会議（COP16）が開催された。「平成62年（2050年）までの世界規模の大幅排出削減及び早期のピークアウトを共有のビジョンとする」前提のもとで一連の合意がなされており、インド・ブラジルなどの途上国でも排出削減への歩み寄りが見られ、先進国・発展途上国が共に温暖化に立ち向かっていくという理念が確認された。しかし、ポスト京都の新たな枠組みについては合意がなされず、結論を出す時期などの決定は次回会議に持ち越された。

## 2 国の取組

京都議定書の発効を受けて、「京都議定書目標達成計画」が平成17年4月に策定され、温室効果ガス6%削減を達成するための具体的な取組内容が示された。

平成20年7月には、「低炭素社会づくり行動計画」が策定。平成62年（2050年）までに温室効果ガス排出量を現状より60～80%削減するという目標が定められた。平成21年1月にはコペンハーゲン合意に賛同し、わが国は、国連気候変動枠組条約事務局に対して、平成32年（2020年）の温室効果ガス排出量を平成2年（1990年）比で25%削減するという目標を提出した。また、同年3月、平成32年（2020年）までに25%、平成62年（2050年）までに80%削減すること（ともに平成2年（1990年）比）を定めた「地球温暖化対策基本法案」が閣議決定され国会に提出されるとともに、目標を達成するための具体的な対策・施策や、経済効果が示された環境大臣試案として「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ」が公表された。

## 3 本市の取組

本市では、地球温暖化防止等の取り組みを推進するため、平成8年12月に「地球環境を守るわたしたちの行動計画（ローカルアジェンダ21あまがさき）」を策定した。

平成13年3月には、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」）に基づき自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する「尼崎市環境率先実行計画」を策定し、市役所の取り組みとして本庁舎でISO14001の運用を始め、平成19年からは全施設に対象を拡大し、本市独自の環境マネジメントシステムを運用している。

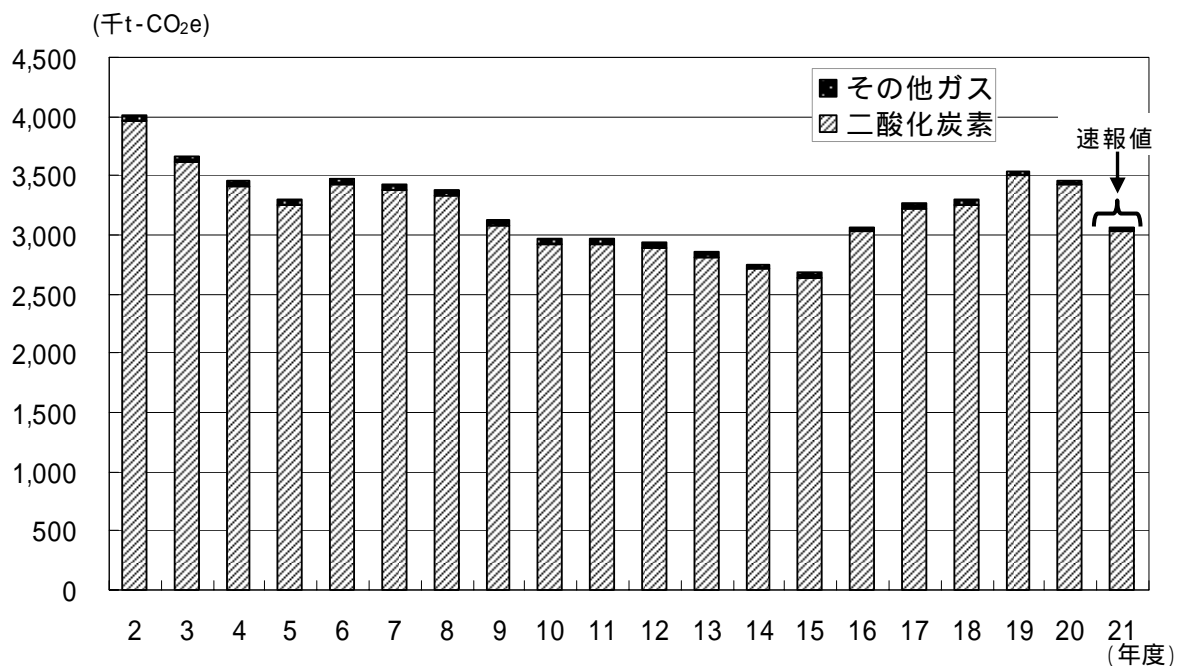
平成19年3月には、温対法に基づき市域の温室効果ガスの排出抑制等についての施策に関する事項を定めた「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、「平成22年（2010年）における二酸化炭素排出量を、平成2年（1990年）比で15%削減すること」を目標として掲げていたが、目標年度を迎えたため、新たに「第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」を平成23年3月に策定し、「平成32年（2020年）における二酸化炭素排出量を、平成2年（1990年）比15%削減すること」を新たな目標として掲げた。今後は、温暖化防止対策の推進のため、更なる取組を進めていく。

### (1) 本市の温室効果ガスの排出状況

尼崎市域全体の温室効果ガス排出量は、一時期減少傾向にあったが、平成15年頃を底にして増加傾向にある。(図-62)

平成20年度の温室効果ガス総排出量は346万5千トン(二酸化炭素換算)であり、平成2年度の400万4千トンから13.5%減少している。平成21年度速報値は、307万1千トン(平成2年比23.3%減)となっている。(表-147)

図-62 市内温室効果ガス排出量の推移



CO<sub>2</sub>eは二酸化炭素以外の温室効果ガスを二酸化炭素の量に換算した単位。

平成21年度については、統計データが公表されていない部分に平成20年度のデータを代用した速報値。

その他はN<sub>2</sub>O、CH<sub>4</sub>、フロン類の合計値。

表 - 147 市内温室効果ガス排出量

(単位: 千t-CO<sub>2</sub>e)

温室効果ガス排出量	2年度	19年度 (2年度比)	20年度 (2年度比)	21年度(速報値) (2年度比)
合計	4,004	3,537	3,465	3,071
		11.7%	13.5%	23.3%
二酸化炭素	3,956	3,499	3,427	3,033
		11.5%	13.4%	23.3%
その他ガス	48	38	38	38
		20.8%	20.8%	20.8%

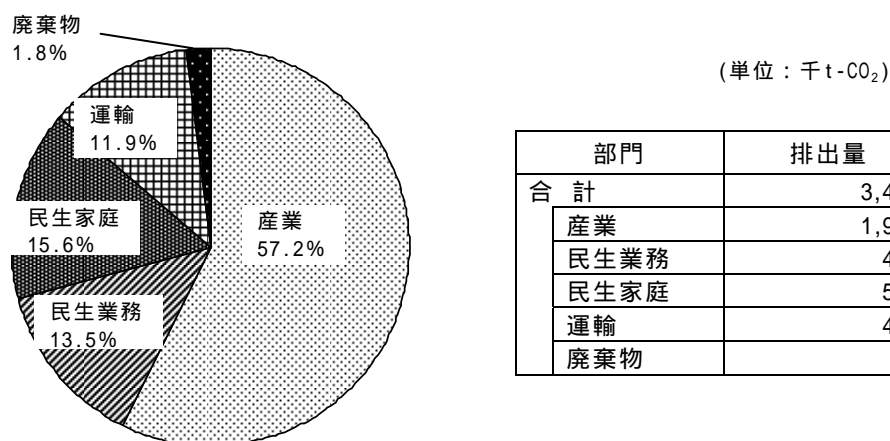
## (2) 部門別の二酸化炭素排出量

温室効果ガス排出量の約99%を占める二酸化炭素排出量の部門別内訳をみると、産業部門が57.2%を占め、以下、民生業務部門が13.5%、民生家庭部門が15.6%、運輸部門が11.9%となっている。（図-63、各部門の定義は表-148）

表-148 各部門の定義

部門	定義
産業部門	製造業、建設業、鉱業由来
民生業務部門	商業・サービス・事業所由来
民生家庭部門	家庭での冷暖房・給湯、家電の消費
運輸部門	貨物車、企業の自家用車、家庭の自家用車由来
廃棄物部門	一般廃棄物と下水汚泥の処理

図-63 部門別の二酸化炭素排出量（平成20年度）



	2年度	19年度 (2年度比)	20年度 (2年度比)	21年度(速報値) (2年度比)
産業部門	2,634,527	2,001,419 24.0%	1,958,703 25.7%	1,665,044 36.8%
民生業務部門	370,650	474,135 27.9%	464,221 25.2%	432,117 16.6%
民生家庭部門	446,211	551,974 23.7%	534,121 19.7%	470,230 5.4%
運輸部門	449,532	411,099 8.5%	406,565 9.6%	403,412 10.3%
廃棄物部門	54,620	60,303 10.4%	62,634 14.7%	62,298 14.1%
二酸化炭素排出量合計	3,955,539	3,498,931 11.5%	3,426,245 13.4%	3,033,102 23.3%

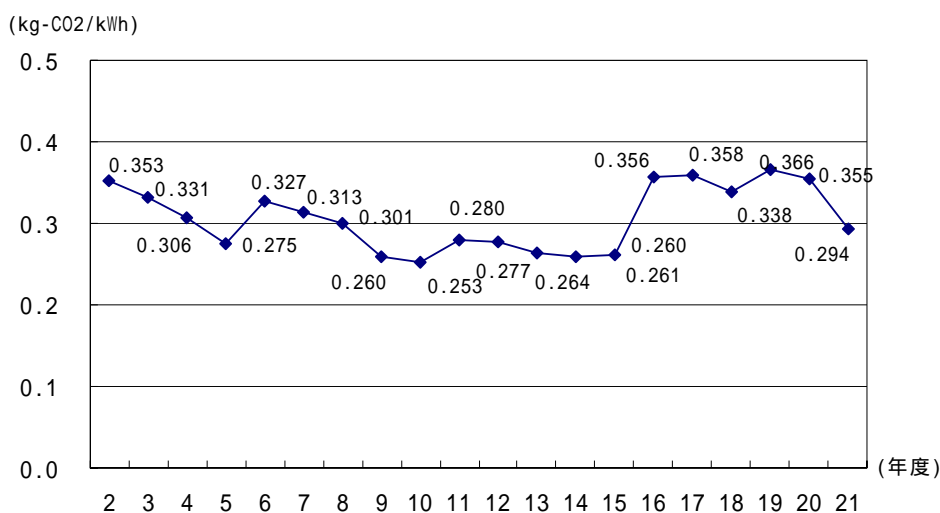
単位：t-CO<sub>2</sub>

備考 温室効果ガス排出量推計は、平成22年度報告分から、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）策定マニュアル（第1版/平成21年6月環境省）」に基づき、推計方法を一部変更している。主な変更点は、電力排出係数を全国（電気事業連合会）値から関西電力の係数へ変更、運輸部門において車種別交通量データを基に算出する方法から市内の車種別登録台数などから推計する方法へ変更、個別部門として計上していたエネルギー転換部門を産業部門に統合など。

### (3) 直近の増減要因

平成19年度値が前年度と比べて大幅に増加しているのは、新規立地等による産業部門の排出量の増加が主な要因である。また、平成21年度速報値が前年度に比べ減少した原因としては、平成20年の金融危機の影響による急激な景気後退に伴う、産業部門をはじめとする各部門のエネルギー需要の停滞や、原子力発電所の発電電力量増加による二酸化炭素排出係数の低下が挙げられる。

図 - 64 電力の二酸化炭素排出係数の推移



CO<sub>2</sub>排出係数：単位あたりの燃料や電気の使用に伴い発生するCO<sub>2</sub>量を係数化した数値。電気の場合、単位はkg-CO<sub>2</sub>/kWhで表される。発電時にCO<sub>2</sub>を発生しない原子力や水力、太陽光のほか、CO<sub>2</sub>を排出する石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料も使用されるため、後者の割合が多くなると係数は上昇する。

### (4) 部門別の増減要因

産業部門の二酸化炭素排出量は、平成15年頃まで減少傾向にあったが、近年は増加に転じている。一時期(1990年代)の減少は、鉄鋼業をはじめとするエネルギー多消費型産業が流出・縮小したことや、重油や灯油から電力や都市ガスといった熱量当たりの二酸化炭素排出量が小さいエネルギー種へ燃料転換が進んだことにより、近年の増加は、大規模製造事業所を中心とした事業活動の活発化によるものと考えられる。

民生業務部門における二酸化炭素排出量は、平成15年頃から増加し始め、近年は横ばい傾向にある。これは、店舗の新規立地等に伴い事務所や小売等の延床面積が増加したこと、それに伴う空調、照明設備の増加、そしてオフィスのOA化の進展等により電力等のエネルギー消費量が大きく増加したことが原因と考えられる。

民生家庭部門における二酸化炭素排出量は平成2年度から増加傾向にある。これは、家庭用機器のエネルギー消費量が機器の大型化・多様化等により増加していること、世帯数の増加やライフスタイルの変化等により電力等のエネルギー消費が大きく増加したことによると考えられる。

運輸部門における二酸化炭素排出量は、平成8年頃をピークに減少傾向にある。

これは、工場の流出・縮小に伴う交通量の減少、燃料の高騰などによる自動車利用の減少、自動車の燃費向上が考えられる。

#### (5) 本市の温室効果ガス削減目標

「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」では、温室効果ガスを二酸化炭素排出量に絞り、民生家庭部門、民生業務部門、産業部門、運輸部門、廃棄物部門の各部門とその合計排出量について削減目標を定めている。(表 - 149)。

表 - 149 本市の削減目標(平成22年度)

産業部門	2年度比で20%削減
民生業務部門	2年度比で17%削減
民生家庭部門	2年度比で10%増加にとどめる
運輸部門	2年度比で21%削減
廃棄物部門	2年度比で36%増加にとどめる
5部門の削減目標を合せ、平成22年度における二酸化炭素排出量を、2年度比で15%削減することをめざす。	

#### (6) 目標達成状況

平成20年度の二酸化炭素排出量は、廃棄物部門で平成22年度目標値を達成した(表 - 150)。

表 - 150 部門別の二酸化炭素排出量と目標達成状況

		2年度	目標(22年度) (2年度比)	19年度 (2年度比)	20年度 (2年度比)	21年度(速報値) (2年度比)
目標設定部門	産業部門	2,802,541	20%	2,280,791 18.6%	2,255,190 19.5%	2,049,209 26.9%
	民生業務部門	394,038	17%	527,847 34.0%	520,019 32.0%	507,454 28.8%
	民生家庭部門	495,966	10%	643,830 29.8%	625,581 26.1%	589,867 18.9%
	運輸部門	452,435	21%	415,369 8.2%	410,934 9.2%	409,204 9.6%
	廃棄物部門	54,620	36%	60,303 10.4%	62,634 14.7%	62,298 14.1%
	二酸化炭素排出量合計	4,199,600	15%	3,928,140 6.5%	3,874,358 7.7%	3,618,033 13.8%

単位：t-CO<sub>2</sub>

備考 尼崎市地球温暖化対策地域推進計画(平成19年3月)では、全国(電気事業連合会)の電力排出係数を使用して排出量推計及び目標設定を行っている。上表については、削減目標と比較するため、電力排出係数を全国(電気事業連合会)の係数に入れ替えて再計算している。

## (7) 目標達成に向けた対策

本市の特徴を踏まえ目標達成に向けて、次のような体系で対策を進める。

### ア 家庭

- (ア) 環境に思いを巡らせたライフスタイルの普及
- (イ) 環境学習の推進
- (ウ) パートナーシップによる取組の推進
- (エ) 自然エネルギー機器の普及促進、住宅用太陽光発電システムの設置助成

### イ 事業所

- (ア) 自然エネルギー機器の普及促進、効率的な機器の利用の促進
- (イ) 公共施設への省エネルギー設備の導入など行政の率先的な取組
- (ウ) 環境保全支援施策の充実
- (エ) グリーン購入の普及・促進
- (オ) パートナーシップによる取組の推進

### ウ 移動・交通

- (ア) 低公害車（天然ガス自動車等）の導入促進
- (イ) エコドライブなど自動車の効率的な利用の啓発
- (ウ) 公共交通機関や自転車の利用の促進

### エ ごみ・廃棄物

- (ア) ごみ減量・リサイクルについての普及・啓発
- (イ) パートナーシップによるレジ袋の削減、マイバッグ運動の推進

### オ みどり

- (ア) 立体（壁面・屋上）緑化の推進
- (イ) 市民との協働による緑化の促進と身近な緑の保全

## (8) 尼崎市地球温暖化対策推進協議会

「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」の目標を達成するためには、市民・事業者・行政が目標を共有し、それぞれの役割に応じ温室効果ガスの削減につながる具体的な行動や各種施策を総合的かつ計画的に推進していくことが重要である。

そこで、市民、環境活動に関わる市民団体の代表、各種事業者団体の代表、学識経験者、行政職員などで構成する「尼崎市地球温暖化対策推進協議会」が平成18年12月に設置された。

本協議会では、地球温暖化対策に係る具体的な取組を市民・事業者・行政が協働で企画・立案し推進する。

図-65 尼崎市地球温暖化対策協議会について

< 「尼崎市地球温暖化対策推進協議会」の概要 >

目的

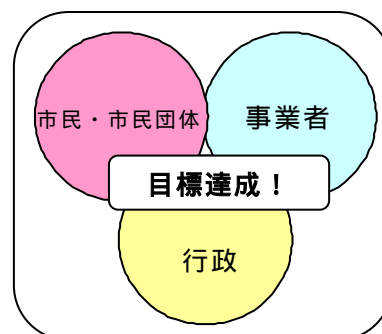
尼崎市の温室効果ガス削減目標の達成に向け、市民、事業者及び行政が行う具体的な取組みについて協議し、推進すること

構成

学識経験者、事業者、環境活動市民団体、市民、行政関係者で構成

活動内容

- (1) 市民、事業者及び行政による温暖化対策の取組に関すること
- (2) 温暖化対策に関する行動計画の策定及び推進に関すること
- (3) 尼崎市地球温暖化対策地域推進計画に基づく温暖化対策等の企画・立案に関すること
- (4) 温暖化防止に係る情報の発信・交換、啓発等に関すること
- (5) 活動実績報告書の作成等に関すること



(9) 尼崎市地球温暖化対策実行計画（アクションプラン）

尼崎市地球温暖化対策推進協議会では、地球温暖化防止の第一歩として、市民や事業者が自ら取り組むべき活動内容と、その取組を促進するために、協議会やその構成員が行うことを「尼崎市地球温暖化対策実行計画（アクションプラン）」として次のとおりまとめた。

**ア 協議会の取組**

- (ア) 家庭でのエネルギー管理の推進
- (イ) 地球温暖化対策のための工夫・事例の発信（アイデア募集）
- (ウ) エコイベントの普及
- (エ) 環境保全の啓発・活動の普及
- (オ) 公民館での地球温暖化対策学習講座の展開
- (カ) 児童・生徒向け地球温暖化防止教育プログラムの提供
- (キ) 新・省エネルギー機器・技術の普及
- (ク) レジ袋削減、マイバッグ持参の普及

**イ 市民一人ひとりの取組**

市民1人ひとりが日常生活で実施できる様々な取組を紹介している。

**ウ 事業者の取組**

エネルギー利用の抑制や温室効果ガスの排出抑制、緑化活動、環境マネジメントシステムの導入等をはじめ、それぞれの事業者が実施できる取組を紹介している。

**エ 取組の期間**

平成20年度から平成22年度まで

## (10) 平成22年度の協議会の取組

### ア 家庭でのエネルギー管理の推進

#### (ア) 尼崎市地球温暖化対策フォーラム2010の実施

日時：平成22年10月21日(木)13:30～16:00

場所：ホテル「ホップイン」アミング オークルーム

内容：講演（京都大学 植田教授）事例発表（IGES 飯野氏）

#### (イ) うちエコ診断の試行的実施

うちエコ診断は、地球環境戦略研究機関関西研究センター（IGES）や兵庫県、兵庫県立大学、民間企業などで作る協議会が平成20年度から実施している事業で、各家庭をコンサルティングすることにより、家庭からのCO<sub>2</sub>排出量を効果的に削減していくことを目指すものである。平成21年度、IGESや兵庫県からの働きかけにより、尼崎市において先行的に市民や市職員に対してうちエコ診断を実施した。平成22年度は、更なる普及を目指すため、市の施設を診断場所として開設し、受診者を募集した。

募集期間：平成22年6月4日（金）～7月2日（金）

募集世帯数：市内60世帯（診断費用無料）

日時・場所：平成22年7月16日（金）女性センタートレピエ学習室

### イ 地球温暖化対策のための工夫・事例の発信（アイデア募集）

#### (ア) エココンテスト2010の実施

次のエココンテストをそれぞれ実施。優秀事例については、表彰を行った。また、結果を冊子にまとめた。

あまがさきうちエココンテスト2010

応募資格：尼崎市在住の家族

募集内容：7月～8月に家庭で取組んだエコ活動

（活動内容及び電気・ガス使用量で総合評価）

募集期間：平成22年8月2日（月）～9月17日（金）

応募数：48件

あまがさきエコオフィスコンテスト2010

応募資格：尼崎市にあるオフィス・工場・店舗等（企業・団体）

募集内容：尼崎市内のオフィス等で行っている地球温暖化防止に向けた取組

（取組内容を様々な観点から総合評価）

募集期間：平成22年7月1日（木）～9月17日（金）

応募数：13件

### ウ 児童・生徒向け地球温暖化防止教育プログラムの提供

児童・学生向け学習プログラム冊子を作成・全小中学校へ配付

### エ レジ袋削減、マイバッグ持参の普及

「低炭素社会」及び「循環型社会」の構築を図ることを目的に、レジ袋削減など環境対策について市内の事業者と協定を締結した。（事業者・尼崎市地球温暖化対策推進協議会・尼崎消費者協会・あまがさきごみ減量作戦推進会議・市の5者協定）。

(7) 平成22年度 協定締結事業者（7社・市内23店舗）

株式会社阪食、株式会社スーパーサンエー、生活協同組合コープこうべ、イズミヤ株式会社、株式会社ダイエー、株式会社関西スーパーマーケット、株式会社平和堂

表-151 各事業所の目標と実績

事業者（市内店舗数）	22年度 目標	21年度 実績
株式会社阪食（2）	35%	35.4%
株式会社スーパーサンエー（1）	20%	20.1%
生活協同組合コープこうべ（10）	90%	90.8%
イズミヤ株式会社（1）	40%	
株式会社ダイエー（5）	30%	24.6%
株式会社関西スーパーマーケット（3）	30%	24.9%
株式会社平和堂（1）	45%	38.2%

(1) キャンペーンの実施

レジ袋削減等キャンペーンを兵庫県、尼崎市、市民団体で実施した（啓発物資（ティッシュ、マイバック等）を配布）。

実施日 平成22年10月6日～11月19日の内1日

実施場所 まるとく市場 浜田町店、阪急オアシス 潮江店、関西スーパー 出屋敷店、コープ園田店・尼崎近松店、ダイエー塚口店、グルメシティ西武庫店、スーパーサンエー杭瀬店

(11) 尼崎市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

太陽光発電設備とは、太陽光のエネルギーを電気に変換して住宅内で利用する設備で、尼崎市では平成19年度から地球温暖化対策の一つとして、市内の個人住宅等に太陽光発電システムを設置した方を対象に、その設置費の一部の補助を行ったが、補助件数が当初の目標である400件に達し、また本市の補助がなくとも、国の補助制度の拡充により導入が進むと考えられたため、平成21年度をもって補助を終了した。

平成19年度補助件数 65件

平成20年度補助件数 125件 設置した太陽電池出力の平均 約2.57kW

平成21年度補助件数 244件 設置した太陽電池出力の平均 約2.86kW

・補助金額

対象システムの出力（kW）×5万円

上限は戸建住宅は20万円、区分所有住宅（管理組合が対象）等は50万円とする。

## (12) 立体緑化推進事業



壁面緑化は、壁面の温度を下げ、更に室内の空調負荷を抑えることによりヒートアイランド対策や地球温暖化防止への効果があるとして注目されている。本市では、市民・事業者の緑化意識を醸成することを目的として、平成19年度から市のシンボリックな建物である市役所本庁舎において壁面緑化を実施している。

平成22年度は、本庁舎南館の西側及び東側に、プランターを48基設置

し、ロープを屋上まで（高さ約10m）張って、イリオモテアサガオを絡ませた。7月頃から屋上に届くまでに成長し、8月頃には全体に繁茂していた。

また、児童への環境教育、地域への普及・啓発の観点から小学校14校（潮、浦風、成文、園田東、竹谷、立花、立花西、立花南、七松、西、浜、武庫、名和、若葉）、幼稚園8園（大島、園和、竹谷、富松、博愛、武庫、武庫北、武庫庄）及び保育所19所（大庄、大西、尾浜、上ノ島、神崎、杭瀬、園田、立花、立花南、塚口北、築地、次屋、戸ノ内、長洲、西長洲、浜、南杭瀬、南武庫之荘、元浜）で壁面緑化を行った。

### ア 壁面緑化講習会の開催

壁面緑化に適した植物の紹介や育て方等についての壁面緑化講習会を、平成22年度は以下の3回開催した。

5月13日 園田公民館 参加者32人

5月14日 女性センタートレピエ 参加者73人

5月15日 労働福祉会館 参加者29人

### イ あまがさき”壁面緑化”コンテスト2010の実施

優秀事例については、表彰を行った。

応募資格：尼崎市内に在住する個人、事業所を有する企業又は団体で、壁面緑化を所有していること。

募集期間：平成22年7月12日～8月16日

応募件数：32件（個人部門：17件、企業・団体部門：15件）

### 第3節 尼崎市環境マネジメントシステム

#### 1 IS014001から新しい環境マネジメントシステムへ

平成12年から本庁舎でIS014001の認証を取得し、平成13年6月には6支所を加え、システムを運用してきた。平成18年9月からは認証を更新せず、本市の組織や多岐にわたる行政分野の実情に適した新たな環境マネジメントシステムの運用を平成19年4月から開始した。

#### 〔環境方針〕

##### 1 基本理念

尼崎市は昭和初期から、我が国屈指の重化学工業都市となり、国の経済発展の一翼を担ってきました。

その過程では、産業活動に伴う大気汚染や水質汚濁などの公害問題が顕在化しましたが、市民、事業者、市の三者が一体となって問題解決に取り組み、その結果、幹線道路沿いの自動車公害問題のような課題は残っているものの、大気汚染や市内河川の水質汚濁などは大きく改善されました。

また、人口・産業の都市集中は緑とオープンスペースを減少させる結果を招きましたが、これまで、公園緑地の整備をはじめ、数々の緑化事業等を市民、事業者とともに展開し自然環境の保全に努めてきました。現在、生物多様性に配慮した自然環境の保全や創造の新たな取組が、市民を中心に始まっています。

本市は、「尼崎市環境基本計画」に基づき、市民・事業者との協働のもと、人類共通の最重要課題の一つである地球温暖化などの地球環境問題や、省資源・省エネルギーに取り組むとともに、市民の健康で安全な生活を守り、文化・風土・身近な自然といった資源を活かしながら、将来の世代も良好な環境や限りある資源を享受できる「持続可能な環境と共生するまち・あまがさき」の実現を目指していきます。

このため、本市の組織が行う事務及び事業活動を対象に本市独自の環境マネジメントシステムを市政運営の基本的しくみの一つとして組み入れ、行政全般に亘り、率先して環境に配慮した行政活動を展開してまいります。

##### 2 基本方針

尼崎市は、地方自治体としての立場を踏まえ、次の方針に基づいて基本理念の実現に取り組めます。

- (1) 環境マネジメントシステムを確立・運用するとともに、継続的な改善を行います。
- (2) 事務及び事業活動に伴う環境への影響を考慮し、環境に与える負荷の低減及び環境の保全・創造に取り組んでいきます。

特に、次の事項について重点的テーマとして取り組みます。

循環を基調とする経済社会システムへの転換に向けた施策の推進

市民の健康の保護に関する施策の推進

自然との共生及び生物多様性保全に向けた施策の推進

環境教育の推進や市民・事業者の環境保全活動への支援など、すべての主体の参加の促進に関する施策の推進

事務及び事業活動に伴う省エネルギー・省資源、ごみ減量・リサイクル及びグリーン調達の推進

公共事業における環境配慮の推進

公共施設の適正管理の推進

- (3) この環境方針の達成のため環境目標を定め、定期的に見直します。

- (4) 環境に関連する法令等を遵守します。

- (5) この環境方針をはじめ、環境マネジメントシステムに関する情報は、市民に公表するとともに、本市の全部門、全職員に周知し、職員一人ひとりがこの方針の趣旨をよく理解して実現に取り組めます。

平成23年4月1日

環境管理総括者 尼崎市長

稲村 和美

本システムは、平成11年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、すべての地方自治体に対して策定が義務付けられている、自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出を削減する計画である「尼崎市環境率先実行計画」、及び「尼崎市環境基本計画」に基づく環境関連施策の進捗管理を行っている。

## 2 システムの特徴

### (1) 「施設管理」から「施策」に重点を置くシステムに

ISO14001の取組の結果、エネルギー使用量やコピー用紙削減等のエコオフィスに関する意識が職員に根付くとともに、エネルギー使用量の削減効果も一定のレベルに達した。一方、環境基本計画に基づく環境関連施策のマネジメントについては、これまでは、スケジュールの進行管理を行うこととしていたが、新システムでは、環境関連施策の成果・実績をより客観的に把握する。

### (2) 適用範囲

本市所有の庁舎・施設の使用・管理に伴う環境負荷と、各組織が実施する全ての事務・事業を対象としている。

### (3) 環境監査

#### ア 内部環境監査

市職員である内部監査員がシステムの運用状況・適合性を監査する。

#### イ 外部環境監査

市民、他自治体職員、専門家が、システムの有効性等について監査する。

## 3 取組実績

### (1) 環境目標（環境負荷の低減に関する項目）の平成22年度実績について

環境目標として数値目標が設定された8項目のうち、6項目が目標達成し、2項目が未達成であった。未達成項目は、電気使用量の削減・コピー用紙購入量の削減であった。平成22年度取組結果は表 - 152のとおり。

表 - 152 環境目標（環境負荷の低減に関する項目）の平成22年度実績

項目	環境目標（22年度）	実績
二酸化炭素排出量の削減	基準年度（11年度）排出量51,861t-CO <sub>2</sub> より4.0%以上削減する。	47,173t-CO <sub>2</sub> 【-9.0%】 <sup>1</sup>
電気使用量の削減	基準年度（11年度）使用量101,717千kWhより8.0%以上削減する。	94,445千kWh 【-7.1%】 <sup>1</sup>
都市ガス使用量の削減	基準年度（11年度）使用量2,237千m <sup>3</sup> より40.0%の増加にとどめる。	2,475千m <sup>3</sup> 【10.7%】 <sup>1</sup>
ガソリン・軽油使用量の削減	基準年度（11年度）使用量2,888k より8.0%以上削減する。	2,384k 【-17.4%】 <sup>1</sup>
上水使用量の削減	基準年度（11年度）使用量1,827k より23.0%以上削減する。	1,248k 【-31.7%】 <sup>1</sup>
コピー用紙購入量の削減	基準年度（11年度）購入量112tより20.0%以上削減する。	104t 【-6.9%】 <sup>1</sup>
ごみ排出量の削減	ごみ排出量を80g/日・人以下とする。	50.6g/日・人
リサイクルの推進	ごみ資源化率を70%以上にする。	79.0%

<sup>1</sup> 基準年度の実績に対する削減率

**(2) 環境目標（環境の保全・創造に関する項目）の平成22年度実績について**

環境マネジメントシステムの環境目標のうち、「地球環境保全に資する取組の推進」「ごみ減量・リサイクルの推進」などの環境の保全・創造に関する項目（19項目、85事業）について取組が行われた。

**(3) 平成22年度を取組効果について**

**ア 二酸化炭素削減効果について**

地球温暖化の主要因である二酸化炭素の排出量に換算すると、基準年度（平成11年度）に比べ約4,688トン（約9.0%）の発生を抑制することができた。これは、852ha（市域の17.1%）の森林が1年間に吸収する量に相当する。

**イ 経費削減効果について**

電気、都市ガス、上水、ガソリン、コピー用紙の代金は、平成11年度（基準年度）と比較すると約3億円の減となった。